（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程第百一条の三第三項	本人確認情報	機構保存本人確認情報
改正前施行規程第百二十条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所	一　請求者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十条第一項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七に規定する年金である給付
	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第一号	一　請求者の氏名及び生年月日	一　請求者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十一条の二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
改正前施行規程第百二十三条の二第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。）及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程第百一条の三第三項	本人確認情報	機構保存本人確認情報
改正前施行規程第百二十条第一項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七に規定する年金である給付
改正前施行規程第百二十一条の二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書
［同上］	［同上］	［同上］